

事務的なこと

❖ 学校納入金について

教育活動に関する経費には、「学校給食費」と「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA会費等）があります。

令和5年度より、「学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定し、吹田市が徴収します。

「学校徴収金等」は、学校長が納入金額を決定し、徴収しますが、その業務の一部を吹田市教育委員会事務局が担います。

「学校給食費」と「学校徴収金等」は、それぞれ吹田市に登録していただく口座振替（自動払込）により納入していただきます。（学校に現金を持参しても納入できません。）

● 学校給食費の概要

➤ 学校給食費の納期

期別	喫食月	口座振替日 (納付期限)	再振替日
7月期	4～6月分	7月25日	8月15日
10月期	7～9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜学校給食費の納入金額の例＞（令和4年度の1食単価での試算）

給食実施回数が、4月が10回、5月が20回、6月が22回の場合

7月期の学校給食費は、計52回 × 224円 = 11,648円

➡ 7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は不要です。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替でも口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

➤ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

- ・池田泉州銀行
- ・北おおさか信用金庫
- ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）
- ・りそな銀行

➤ 口座振替までの手続き

① 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（すでに取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

- ② 学校から配付する「吹田市学校給食費預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口にて手続きを行ってください。
- ③ 兄弟姉妹と同じ口座を利用することができますが、児童一人につき1枚ずつ口座振替依頼書の提出が必要です。

● 学校徴収金等の概要

➤ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日（納付期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

- ① 教材費（学年により異なります。） 約11,000～17,000円
- ② 積立金（5・6年生のみ） 5年生 33,000円、6年生 27,000円
- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 460円
- ④ PTA会費 保護者1人につき 1,800円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替でも口座振替ができなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（5万円未満の現金窓口払いの場合313円）が必要です。）

➤ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州	北おおさか	三井住友	ゆうちょ銀行	りそな銀行
手数料	銀行	信用金庫	銀行	（郵便局）	
口座振替手数料	11円	55円	11円	10円	11円

➤ 口座振替までの手続き

- ① 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。
（すでに取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）
- ② 学校から配付する「吹田市学校徴収金等預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口にて手続きを行ってください。
- ③ 兄弟姉妹と同じ口座を利用することができますが、児童生徒一人につき1枚ずつ口座振替依頼書の提出が必要です。

● その他

- 「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替

依頼書の提出は、「学校給食費」と「学校徴収金等」のそれぞれで必要です。

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 口座振替依頼書の用紙は、学校で配付します。（金融機関の窓口にはありません。）
- 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、学校に申し出てください。
- 教材費・積立金は学年末に精算し、残金は次年度に繰り越します。転出・卒業時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

❖ 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失した等の場合は自費で購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出には給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。（費用は吹田市が負担）

❖ 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。

校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。連絡帳で結構です。

転校手続きの流れ

- ①市役所市民課または出張所で転出届けを出します。（市内転居の場合は転居届）
吹田市外は転居予定日の約2週間前から受付
吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出
- ②窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。
市内転居の場合は「転学(出)通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の2種類発行されますのでご注意ください。
- ③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④転出先の市役所等に転入届を出します。（市外転居のみ）
窓口の案内に従って手続きします。
- ⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

❖ 区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合等、事情により区域外通学が認められることがあります。その場合は、学務課への届出と学校長の承認が必要となります。

❖ 提出書類の書き方

• 安全カード（詳細は 18 ページ）

安全カードは、お子さまのケガなどで緊急を要する場合、できるだけ早く処置できるように学校に常備しておくものです。（毎年提出していただきます）

記入に際して、特にご注意ください点は緊急連絡欄です。緊急連絡先欄①②③は、連絡時の優先順位でお書きください。なお、連絡先に変更がありましたら、至急ご連絡ください。

• 児童調査票

児童調査票は、学校側がお子さまの状況を十分に把握するためのものです。ご家庭での様子などについてお書きください。

• 自動払込利用申込書

給食費や教材費など学校で必要な費用を、口座振替で納入していただくためのものです。お子さま一人に 1 枚必要となりますのでご注意ください。（卒業まで有効です。口座を変更する場合は再提出していただきます）

就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由により就学が妨げられることのないよう、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。

所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和5年度(2023年度)就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

申請一斉受付

* 窓口受付: **令和5年4月3日(月)～5月25日(木)**

場所:吹田市教育委員会 学務課 (吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階)

受付時間:(月曜日から金曜日) 午前9時～午後5時30分(土曜、日曜、祝休日は除く)

* 郵送受付: **令和5年4月1日(土)～5月25日(木)消印 まで有効**

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先: 〒564-0027 吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当

○ 随時受付期間

※ 随時受付の場合は、申請を受付けた月からの月割支給(減額措置)となります。

* 窓口受付:令和5年5月26日(金)～令和6年3月29日(金)

受付時間:午前9時～午後5時30分(土曜、日曜、祝休日及び年末年始は除く)

* 郵送受付:令和5年5月26日(金)～令和6年3月29日(金)消印まで有効

3月の申請は、原則学年修了式までに申請してください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。

- 小学校の新入学児の保護者は、入学説明会の案内等と一緒に配布される**申請書**を、**2月末日までに学務課に提出してください**。認定されれば3月中旬に指定口座に振り込みます。

詳しくは申請書と一緒に配布される「申請のしおり」をご覧ください。

- 中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。

就学援助費認定者への医療券(医療費援助) 交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電話等で連絡し、医療券の発行を受けてください。

☆対象となる疾病(学校保健安全法施行令で定める疾病)

トラコーマ、結膜炎＜アレルギー性は対象外。＞、**白癬・疥癬** (白癬菌・疥癬菌による水虫)、**膿痂疹** (とびひ)、**中耳炎**＜急性や慢性・滲出性を問わず使用できます。＞、**慢性副鼻腔炎** (ちくのう症)＜急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。＞、**アデノイド、う歯** (むし歯:保険診療の対象となる治療範囲)＜歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外。＞、**寄生虫病**＜虫卵保有を含む＞※ これら以外の疾病では医療券の使用はできません。

詳しくは2～3月に配布する「令和5年度(2023年度)就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

- ◆ お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196 (直通)